

6-6
483

大学管理法案要綱草案に対する意見概要

(昭和二十五年四月二十日までに提出されたもの)



春山 92

VI-457

總括的意見

意見提出者	意見	理由
名古屋大学	1. 本草案要綱には財政面に關する規定が欠けてゐる。文化國家建設のためには、最高の學術研究と教育の振興を國は要する。それ故に、これには大體算入財政上の積極的規定を設けねばならぬ。特別法に於ける必要があること。 2. 大學が最高の學術と教育を司掌する特殊の機關であるから、その行政面にも本草案の如く特別法を必要とし、國家公法は實法に對して、特別法を設けてゐる。その結果として、従前に大學行政事務を國家に屬せしめて、是は、教育の教育の面にまで影響するものと、あがたう。 3. 大學行政にこれらの特別法を必要とするの趣旨を徹底せしめて、入學金、修業金、完全な特別機關とし、行政、財政等あらゆる面に於て一般行政官庁に適用され得る諸法規の枠からはみ出すことが必要である。 3. 附則に旧制大學から新制大學に移行	
名古屋大学	主 要 意 見 1. 大學に本法が施行される場合の評議會、教授会等の組織に關する規定を設けること。 2. 試案においては、新制のこれ等機關が成立するに至るや如何なる機關に執行するべきを規定してゐないから、これを明確にする必要がある。	理 由
新瀉大学医学部 助教授 講師 会	1. 教授の組織が余りにも specialization 化してゐる。これは従来の大學の組織から見て、甚だ結核である。 2. 大学の構成員の選出は、従来原則として公選にすべきである。推薦の形式をとるのには、避けるべきである。 3. 評議會に關する審議會の権限をより明確すべきである。	
東海四國五大學 校長 会 議	1. 今後、學術振興、發達について、實成である。 2. 旧制大學を強化して、日本の學術	

香川大学	水準を世界に卓越せしめなければならぬという説もあつて一応もつとあるが、憲法の精神に則り、国民に一律に教育の機会を与へ、子に文化の恵沢に浴せしめるために、地方の新制大学を充実に整備することは、刻下緊急の要請である。このために、特に予算の配分、研究費の配分等にこの意味を重視せられるよう希望する。		
広島大学	本試案要綱は、従来発表された「大学院長案」「教育刷新審議会案」に較べて吾々の要望に沿うて、著しく改善されたものと認める。	岡山大学	本試案に依れば商議会は純然たる学長の諮問機関となり、一面教授会及び評議会の権限は相当強化されてゐる。したがつて所謂大学の自治、若しくは大学における研究の自由の見地から見て大体において適當なものと思はれる。
東京新工芸研究所 金沢大学 法文学部	商議会の部分を除くほか、原案を適當と認める。 この試案によると大学財政の國家負担に言及されてゐないが、根本的に行方不明がある。	山形大学 文理学部 山形大学教育学部 同 農学部	当学部としては、従来より、各種試案中「国立大学校長会議案」を以て最も妥當なる案として支持來つたが、今般大學管理法案起草協議会起案に係る試案は「総長會議案」を骨子として之に修正を加えたものであり、その修正も、世論の帰趨を勘案して概ね中心に近接する点が多いと認められるので、その根本趣旨に對しては異論がない。
長崎大学医学部	研究と指導に全責任をもち教授にあり責任をかけるべきである。大学の中に自治的な監督機関を設け、これによつて全計畫に適當の監督を目的の且つ能率的に行はせる。		

愛媛大学

北海道大学
法文学部

原則的に賛成

この大学の行政に對し助手の意見を反映させるための組織を考慮すべきこと。その所定の通り大学は一方に於て研究教授に關し自由と保障せられ自主性を確保しなけれはならぬのであるが、他方、法に於てはその運営が独善に流れ、よつてその使命の達成上遺憾なる弊害を生ずるが如き從來防止すれば発生し易かつた危險も極力防止しなけれはならぬ。文部省案に於てはこの後者の點に着目して管理委員會にその機能を与えんとしたものの如くであるが之は弊を矯めて牛を殺すの類に等しく大学本来の目的達成の根本條件たる研究の教授の自由、自主性を事實上否認したものと云わねばならぬ。然しなから又前述後者の弊害たるや我々の間に漸成する所であつて、この排除は刻下の急務である。以上の奥に鑑み我々は教官の研究教授の成果及能力に對し將又大學運営の衝に當り又之を輔佐すべき職員の実績に對し國民の公正なる手論と批判を期待し、以て大學を独善停滯に

北海道大学
水産学部

臨まれることなからしめんが爲こゝに彈劾審査の機關の設置を強く主張するものである。北海道彈劾審査委員會（假称）はしからざるの構成上不当なる政治的經濟的又は腐敗的利害に影響せられぬいのであつてその構成は慎重考慮を要するものである。又その選定から全頭に唯一の機關とすべきである。その運営手続についてと相當の工夫を要するものと勿論である。

公正なるものでなければならぬ

第二章 總則の項に対する意見

意見提出者	意見	理由
岩手大学	第一(目的)の中「組織、運営及び権限」の中に「大学の自治を確保する」意味の文句を入れること。	国立学校設置法その他にもこの趣旨のことはないのでこの法律に大きく記すことを希望する。
愛媛大学	第一(目的)に大学の自治を確保する意味を示されたい。	
北海道大学 理学部	第一(目的) 二の法律制定の趣旨を入れること。 「一、大学を以て政治的権力より独立せしめ、眞に社会の進歩に寄与し得る人物を養成すること。」 「二、大学の運営に民意を反映せしめると共にその経営の合理化と事務の迅速化を図る爲に大学外の民間人を大学運営に参加せしめらるべきこと。」 「三、所謂「大学自治」の名の下に行はれつゝ、ある諸弊害を一掃するため社会一般の批評が大学に与えらるべきこと。」	大学管理法を制定した理由、並に趣旨を明記すべきである。

北海道大学 法学部	第一(目的) 大学はその目的達成のため、左の各号を保障されなければならない。 「一、研究及教授の自由」 「二、國家その他のあらゆる権力による不當なる干渉の排除、大学はその使命達成のため民主的に運営されなければならない。」 大学の使命は左の通りとする。 「一、学術の理論及応用の研究、教授、学術の深奥を究め進んでその向上進歩に寄与すること。」 「二、國民の知的、道徳的及び応用的能力の開發。」	所謂大学法案の問題が提起されて以来、最大の問題の一つは「大学の自由」の問題であつた。原案はこれを明白に述べたものと考へられ、これが之は適当でなく此は大学の研究使命についても同様である。
--------------	--	--

意見提言者	意見	概	理	由
広島大学	第十一(委員の報酬及び費用弁償)に左の如く修正を加う。 国立大学審議会の委員のうち若干名を常任委員とする。 委員会の事務を行うに於て委員会に事務をおくこと。 1. 国立大学審議会の委員及び常任委員は非常勤とすること。 2. 委員は職務を行うために要する費用の弁償を受けること。 3. 常任委員にはその職務に対し報酬を支給すること。 し			一方的見解で思惑彈圧に利用され るおそれがある。
新潟大学医学部 助教・講師・師会	第六(委員の解任)中「 ^下 並み他委員に比して必要な適格性を欠くに至つたと認められる場合において」を削除する。			
山口大学	第四(委員の任期)についてその任期を四年又は六年とし、二年又は三年毎に半数づつ、交替改選する。但し、再任を妨げない。			一時に全委員を改選する場合に従来の経緯が不明となる懼がある。

VI-457

宮崎大学 教職員連合組合	
「なうない」程度にしまけようか。 第七(权限)第一項第八号の「重要事項」の限界をどこにおくか明白でない。將來大学の運営上支障を来すようなことになりはせぬか。 協議会の委員と協議会の新議員とを兼ねることとを避けるよう実地面で考慮するか又は慣例を作るとよい。	第六(委員の解任)第一項を次のように改正する。 「文部大臣は、委員の推薦母体より委員の解任の要求があつた場合には国立大学協議会の議を経てこれを解任することとができること。」 第二項は削除する。
第七(权限)第一項第四号第五号を次の通り改正する。 「四、当該大学の申出に基づいてする学長の任免 五、当該大学の申出に基づいてする部長、長、教授、助教授及び講師の意に反する免職、休職及び解任並びに教員の意に反する解任の決定」	国立大学協議会の委員は、夫々その選出母体からの推薦によつて出ているものであるから、当然推薦母体の意向をくまなく受けねばならぬものである。原案によると委員の解任を協議会で決するようになつていく、推薦母体の意志が尊重されるのは、唯協議会経験者の場合のみである。其の他の場合において委員の推薦母体の意志は全然かえりみられない恐れがあるので改正案を提出する。
北海道大学 法文学部	
第四(委員の任期)を次の通り修正する。 「国立大学協議会委員の任期は五年とし、内三分は毎年満期交替する。但し、前任期満了後五ヶ年を経過した場合に限り再任されることとができる。」 第七(权限)第一項第四号を削除する。 第八(会議の招集)第二項の「定例会は	第九(議事)に次の一項を加える。 「三、議事は公開を原則とすること。」
一時に全部を交替せしめることは施策の一貫性を失せしめ、責任を軽からしめ、しかも施策の実質を事務局に委ねる結果となる。 学長の選任の実質は大学の自主的決定に委ねるべく外的干渉は禁止するべきである。 重大な权限をもつ会議として三四	議事の公開、非公開については大分波瀾があつた林であるが、所謂ガラス箱の中の政治と言はれるように透明な議事運営の場には原則として議事は公開するべきである。

	一年三回開くこととし、その定例会は一年四回開くこととし、修正する。 第十二(職務)を次の通り修正する。 「国立大学審議会に書記長へ委員の他とする」其の他必要は補助事務員を置く。但し、書記長の任命は別に定める所による。」	は少きに失する。 文部省の一部局に事務を分担せしめることは実質的に審議会の自主性を阻害する。 (註)書記長の職務は実務担当者として重大なるものを持つてゐる。従つてその選任資格その選出方法に於いて別途規定を設ける必要がある。
北海道大学 理学部	第七(校務)第一項第一号及第二号について 「一、国立大学関係法令の立案に際しては必ず国立大学審議会の承認を求めること。」 二、国立大学のための予算は必ず国立大学審議会の承認を求めること。」	
岩手大学	第七(校務)第一項第二号を「国立大学のための予算案編成並びに配分の基本方針の決定」に改める。 第八(会議の招集)第二項中「一年三回」	予算案編成のみならずその配分の大幅をも審議するよう希望する。 四半期毎に開くことを適当と認め

を「一年四回」に改めること。

る。

第二章 第三 国立大学審議会の委員の項に対する意見

意見提出者	意見	理由
東海四県国立大学長会議	第二項第三号の全国大学教授連合には、新制大学教授全部を包含せられたい。	現在、旧制大学教授のみをもつて連合を構成しているが、速かに新制大学教授を構成員とする手続を進められたい。過渡期といえども既成の旧制大学教授のみによる全国大学教授連合をこの法律に適用することは不合理である。
滋賀大学	第二項第三号の全国大学教授連合は現在任意団体と思はれるがこれを公的団体に改組されたい。	中央偏重の弊をさけるため、地方大学の自主性を保つために、右措置が必要である。
熊本大学	第二項の委員の任命については地区制を採明し、それに伴い多少の増員を希望する。	
島根大学	第二項第一号を次のように改めたい。 「全国七地区に各一名を、国立大学の学長の互選した者七人」	
広島大学	第二項第一号学長互選の「七人」を「七人」にする。 第二項第二号日本学術会議がその委員のうちから推薦した者「四人」を「五人」にする。 第三項第四号学識経験者の「十人」を「八人」にする。 第三項に「委員の任命については特定の地方又は分野関係者に偏しないように留意すること。」の一項を挿入すること。	
日本私学団体総連合	国立大学審議会の委員には、できるだけ多くの民間人を入れ、特にその中に、相当数の私立大学関係者を加えることが望ましい。	大学管理法は、大学の自治を確保するとともに、大学行政に民意の反映をはかり、その改善を防止することを指図するものと見なすべきである。従つて国立大学審議会の委員にはなるべく多くの民間人の委員にはなるべく多くの民間人

佐賀大学	第二項第三号を「各国立大学教授の公選した者五人」と改める。	を入れるべきであるが、私立大学がわが国における大学教育の一半を担当している実状に鑑み、一面これとの調整をはかり、他府県立大学における経験を活用するため、審議会の委員には相当数の私立大学関係者を加えるべきである。
九州大学	第二項第一号を「七人」に、第二号を「七人」に、第三号を「削除」、第四号を「七人」にする。もし七人が不可能ならば、少くも第一号は七人とする。	各国立大学が地方に分散した現在、審議会の委員が中央に偏するのはいかぬ。日本学術会議の例にならい、全国を七地区に分ち各地に各一名宛を出すのが妥当である。此の意味から第一号、第二号、第四号を各七名とするのが最もよい方法である。少くも第一号は七名とすべきである。又、大学教授連合会からの推薦は現状より見て時機尚早である。
名古屋大学	第二項第一号及第三号の委員は地区別	第一号はつりては中央集権を避け

東北大学	第二項を次の通り改める。 (第一案) 「一 国立大学の学長の互選した者七人 二 日本学術会議委員の互選した者七人 三 学識経験者ある者について所議院の同意を得たる者七人」 (第二案) 「一 国立大学の学長の互選した者八人 二 日本学術会議委員の互選した者四人 三 私立大学長の互選した者二人 四 学識経験のある者について所議院の同意を得たる者十人」 第三項の互選の細目を文部省令で定めることになっているが、七地区に分ち	第二号については一部内にかたよる弊を避け且各部門から選ばれるを適當とするからである。 一 全国大学教授連合は必ずしも全国大学教授の総体に基づくものでない。則ち推薦母体の組織、基礎が不明確であるからこれを削除したい。 二 国立大学長を七人とするのは全国七地区より代表を出す意味であつて、この場合北海道と東北とを各一地区と見る。 三 日本学術会議より七人とするのは現在七部制であるから各都府より一名とする。
------	---	--

	各地正から一名づゝを選するよう明 示すること。 第四項中「推薦」とあるのを「互選」 と改め「全国大学教授連合」を削るこ と。	
香川大学	第一項及第二項を次の通り修正する。 「全国立大学審議会は、三十人の委員 をもつて組織すること。 一、全国を八地区に分け、地区毎に 国立大学の学長の互選した者 一名づゝ、八人 二、全国を八地区に分け、地区毎に 国立大学の教授の互選した者 一名づゝ、八人」	委員が各地区毎に一名づゝ選出さ れることにすつて中央にのみ集中 することの弊を防ぐようにしたい。 すなはち全国約にバランスの保た れた委員選出方法としたい。 八地区は、北海道、東北、関東、 中部、近畿、中国、四国、九州に 区分願いたい。
岩手大学	第二項第二号の「四人」を「五人」に 第三号「全国大学教授連合推薦の者 三人」と「全国国立大学教授連合の推 薦した者六人」に、第四号中「十 人」を「六人」に改めること。	人員にツリては各都府とも平均化 すること。 日本学術会議委員の推薦にツリて は各地区より推薦せらるべきにつ き互選としたい方がよろしい。 「全国大学教授連合」ではその範 囲不明瞭につき「全国国立大学教 授連合」としては全国プロソクか ら各一人推薦することを目指す。
岡山大学	第二項第一号の互選は地区別を考慮す ること。 第三項第二号は削除し、第一号の人員 に含める。 第四項中「第三号」「全国大学教授連合」 を削除する。	中央集約的機構を拂拭するたり 第一号の修正意見を徹底するため 第二項第三号との関係に
新潟大学 新学術部 助教授 講師 助教授	第二項を次の如く修正する。 「文部大臣は、在に掲げる者を国立大 学審議会の委員に任命すること。 一、国立大学の学長の互選した者六人 二、日本学術会議加その委員のうちか ら推薦した者八人 三、学術院の加その者十人 の同意を得た者十人」	全国大学教授連合というものは現 在実体がないからいいない。こ のようでは不明確なものから委員を 選ぶことは不適当である。寧ろ七 都府より構成されてゐる日本学術会 議から七名出す方が要当である。
山口大学	第二項第一号の国立大学の学長の互選 した者は、全国各教地区に分けて、地 区別に互選して選つてその人数もそれ に合わせるようにしたい。	原案の通りでは中央の大学より互 選されたものが多数を占め地方の 声が反映しない。
山形大学 文理学部	第一項中「二十五人の委員」とあるを 「二十五人」の委員とし、「二十五の各 号に属する委員を助教授にする」とが 望ましい。	第八項二項会議の招集に關して「委 員五人以上の請求があるとき」協 賛会と招集すべき規定があるのに 鑑み、二三号の委員が天々の職域

山形大学 教育学部	第二項第三号の全国大学教授連合なる組織は如何なる法的規定を有するか。之も明確に管理法の中に規定する要ありと考ふる。	代表として或る問題に關して臨時會議を請求し得る数を有すること。は、當然と考へられる故である。
愛媛大学	第二項第二号の委員数「四人」を「三人」に、同項第三号の委員数「三人」を「四人」と修正する。 第二項第二号及び第三号の委員の選出に關して、「推薦」とあるのを「選出」と修正する。 第四項中の「推薦」を「選出」に修正する。	第二項第四号の委員数十人はその時の政府代表となる傾向が大である。故に大學側に立つ委員も十人となることが大學の自立性を守る上に望ましい。この委員は觀念的には中立的と見るのが妥当である。推薦は往々にして總意の反映を欠くおそれがある。選出の方が民主的である。 前項修正から見て當然の帰結による。
三重大学	第一項中「二十三人」を「二十五人」とする。 第二項第三号の「三人」を「五人」とする。 第二項第三号の「十人」を「八人」に改める。	全國七十六大学の多数より推薦するものであることを考慮し五人を適当と考ふる。 教授連合の人数と学識経験者の人数とは異なる場合大學の自由の爲から修正を適當と考ふる。
宮崎大学 教職員連合組合	第二項第三号の「三人」を「五人」とする。 第四号の「十人」を「八人」に改める。	會議体の性質として、構成員の多いことは會議体を弱体にしその施策の一貫性を危くする危険がある。直接選挙方式をとることによつて動的開放的直接的に全學界の意向を反映し得る。 大學教授連合は選挙母体としての充分なる団結をなけり基礎を失はない。 人員上他のものと均衡を失するもので五人とする。
北海道大学 法文学部	第一項中「二十三人」を「十五人」とする。 第二項第二号を次の通り修正する。 「日本學術會議の會費選挙権者の選挙によるもの、四人」 第四号の「十人」を「五人」とする。	選挙上最も強い権限を持つ國立大
北海道大学工学部	第二項第一号の五選は地域的ブロック	

北海道大学 工学部	第一項国立大学審議会委員二十三名の 構成理由を述べた。	
北海道大学 医学部薬学工学部	全国大学教授連合の性格が不明である。	学審議会に大学が地域的に偏在して居るため、地域的な制限がはいて必ずしも全国的な国立大学の代表者を互選することが出来なく特に本道のように国立大学の数が少ない時は地域的な意志を国立大学審議会に反映させることが出来ない。

第三章 第二節 商議会の項に対する意見

意見提出者	意見概要	理由
熊本大学	第十四(商議員)第三項の商議員の数は「総数の三分の一」とあるを「総数の二分の一」に修正したい。	
広島大学	第十七(商議員)の審議すべき事項(商議會事項)但者の中「商議會の意見を聞かなければならぬ」とあるを「意見を徴しければならぬ」と修正したい。	各大学と国民とのつかりを保ち且つその運営に民意を反映させること目的とするそのと解されが、
日本私学団体総連合	第二(商議員の報酬及び費用弁償)の修正「商議員はその職務を行うために要する費用の弁償を受けること。」 商議會の委員中、学外から選出される委員は、学内から選出される委員より、その数を多くすることが望ましい。	新議會は、国立大学が國民の福祉の上に立つてゐることに鑑み、各大学の自主性確保の観点から、これを議決機関とせず、特に諮問機関とすることは、必ずしも不當ではないであらう。しかる諮問機関とする以上は、商議會の本来的機能に照し、その委員の構成において、むしろ学外者の比重を重くすべきであらう。
佐賀大学	第十四(商議員)第三項の中「総数の二分の一」とあるを「総数の三分の一」と改める。	商議會は學長の諮問に依り、又は独立して当該大学の教育に關し又研究運営等の重要事項を審議するものであるに及し当該大学の教授より選出する商議員数少なきに失するに由る。
九州大学	第十四(商議員)第三項中「三分の一」を「二分の一」に修正すること。	第二号の商議員が三分の一とすると第一号即ち学外者で約三分の二を占めることとなり、权衡上適當でない。
	第十六(会長)第一項を「商議會の会長は學長をもちてゐる」と修正すること。	要綱草案の通りにすると、大学の事情に適合ぬ学外者が会長となるおそれもあり、又その大学から選出に教授が会長となるおそれもあり、商議會の運営上困ることとが起ると考えられる。
	第十八(議事)第二項の末尾に「但し、同一の事件につき再度召集してもなお	この但し書きがないと再度流会となる場合が予想され、議事を流滞

東北大学	半数に達しないときは、この限りでないしを加える。 第十四(商議員)第三項第三号を「当該大学の学長の指名する学部長一名」と改める。 第十五(商議員の任期)中「学長以外の」を削る。 第二十(商議員の報酬及び費用弁償)について、新議員の報酬及び費用弁償のための予算的措置を講ずること。	させるおそれがある 商議会の性格から見て、学長がその構成員となることに疑義が認められるから、学長が指名する学部長一名を出席させることにしたい。 前の趣旨による。
香川大学	第十四(商議員)第三項を「前項第二号に規定する者のうちから任命され、商議員の数は、総数の二分の一以上五分の二を下らないこと」と修正する。 第十四(商議員)第二項第二号中「教授」の次に「助教、講師」を加えること。 第十四(商議員)第三項中「三分の一」を	大学の意志を反映させ、大学の自治を尊重するため商議員の約半数は当該大学の教授のうちから選出したい。 特に教授と制限する必要を認めない。 学内、学外の者を同数とする
光手大学	「二分の一」に改めること。 第十四(商議員)第三項を「事項」第四号を削除する。(但し、第二十五に加えること。) 第十四(商議員)第二項の商議員は左の各号に掲げる者「に」ついで文部大臣が任命すること」を「を」改め組織すること」に改める。 第十四(商議員)第三項「総数の三分の一」を「総数の二分の一」に改める。 第十五(商議員の任期)「再任を妨げない」を削除し任期は二年とする。	を希望する。 評議会において審議することと認める。 商議員の任命については学長の自由性を認めるを適当と思ふ。 大学の関係者が半数以上の方加選を適当と思ふ。 商議員の選定は存続を防止する。
岡山大学	第十四(商議員)第一項を次の如く修正 「商議員は左の各号に掲げる者「に」ついで文部大臣が任命すること。 一、学識経験のある者のうちから学 長が評議会の議を経て選定した者 二、大学の評議会が当該大学の教授、助教、専任講師のうちから自	原案が専ら教授中心であることは従来の教授独善に基き拍車をかけるものがある。最も学生に接することの多く、しかも研究では直接實際を担担している助教、講師を教授会、評議会、商議会に招き入れるべきである。 面教授、講師を現在の教授の小間
新潟大学医学部 助教、講師、助産会		

東京商工会議所	ら定める方法によつて選出した者 三当議大学の学長	使的地位からひき上げられ我が國の學問の進歩は望めない。
	商議会の新分について、次の如く修正を求めらる。 第一項第一号の商議員は、各府から公正な方法により代表的人物を選出する。地方議会の推薦によること。(例えは地方議会の推薦により都道府県市などの地方民代表を、商工會議所などの推薦により経済界代表を、新聞社放送局などの選出により行政司法官庁代表を、高等學校長の選出によりその代表を選出すること)選出の範圍は大學所在地の地域を中心として、學長が評議会の議を経て定めること。 又、次のような規定を加えること。 商議会の議決した事項につき、評議會がその数旨と著しく異つた決定をしたときは、商議会は文部大臣に異議を申立てることが出来る。異議申立の裁定はあらかじり國立大學審議會の承認を得なければならぬ。	原案によれば、商議会の學外商議員の人数は事實上學長及び評議會の實権に属するために、眞に民意を反映し得ない。よつて、人選が自由なものであり、又商議会の推薦による場合に對する答申及び報告の機關に過ぎない。で大學の實際運轉の面には、その意志が尊重され、場合が予備され、これからの大義を除くために、この修正は必要とする。

金沢大学	第十四(商議員)第三項の總数の「三分の一」とあるのを「二分の一」に改められた。	當議大學の教授の数が學識経験者として、少くとも半数でないと大學の運営に支障を生ずるおそれがある。
山形大学 教育学部	第十四(商議員)第一項第三号を削除する。同第三項に、「商議会は、當議大學の出席を求めなくてはならない」と附加する。	商議会は學長の諮問機關であるから、その中に學長の入るのば理論的に適當でない。但し、學長の閣下知せざることを、おそれ、商議會在りかれることも、要沙でない。
	第十五(商議員の任期)中、「學長以外の」を削除する。	
	第十七(商議会の審議すべき事項)第一項末尾の「附」を「の附」に改め、同第二項第三号中、「研究所の次に「附屬學校」を加入する。	諮問機關の性格を明かにし、且つ附屬學校の概念が曖昧であつて、疑義が生じ易いからである。
	第十七(商議会の審議すべき事項)第二項第四号を削除する。	「教育施設」の概念が必ずしも明確でない。故に附屬學校の名称を明確にして置くことが必要である。且つ、教育学部の範疇からは、特に是非必要である。
		人事は重大であり大學の自律性存否の要であるが、故にこれを學外

愛媛大学	第三十(商議員の報酬及び費用弁償)に ついても、第二章第十一の第二、三項 を適用しなくともよい。	の者の参加する商議会に因りせし めりことは「基準の設け」と雖も 適當でない。
長崎大学 経済学部	第十四(前議員)第三項を次の通り改め る。 「前項第二号に規定する者のうちから 任命される商議員の数は総数の二分 の一をこえることか多きないこと。」	第十四第二項第二号に規定する者 のうちから任命される者の数を総 数の三分の一をこえることか多き ないとするときは第一号の規定に より選出された者の数が総数の二 を占めて学園の自治を損うおそれ がある。
宮崎大学 教職員連合組合	第十四(前議員)第二項中、「当該大学の 教授のうちから」と「当該大学の教 授及び助教授のうちから」に改める。	教授職を排すると共に大学の各 界層の意志を充分反映せざるべ ざる如く、余りその範囲を狭げ ることは不可能であるので一応教授 及び助教授とその他の範囲を限定した。
第十四(前議員の當選すべき事項)第四 号を削除、以下一号一、繰上せる。	人事に関する基準とはその言葉が 曖昧であり、入力の介入の危険性、 大学の自由の制約、思想弾圧の危	

北海道 大学 法学部	「商議会は十人以上三十人以内」とあるのを	險性等を考えられるので削除すべきである。
第十四(前議員)第二項中、「商議会は十人以上十五人以内」と改め、第二項第二号「大学の評議会が当該大学の教授のうちから自ら定める方法によつて選出した者」を「当該大学の評議会が当該大学の教授、助教授及び二級以上の専任講師のうちから」と改め、同第二項を「第一号の員数と第二号の員数とは同数とする」と改める。	合議体の性質として構成員の多いことは合議体をなすに足るの施策の一貫性を危うくする危険がある。教授、助教授等の地位の区別が学校行政上の基準とは考えられず従つて民主化を促すべきである。	学内代表を三分の一以下にする合理的根拠は見えずそれや寧ろ平等の立場に於て議をつくるべきである。
第十五(商議員の任期)を次の通り修正する。 「委員の任期及び交替は左の通りとする。 一、前條第二項第一の委員の任期は四年同第二の委員の任期は二年とする。 二、同第一の委員は二年毎に、同第二の委員は毎半年々半数づつ、満期交替しなればならない。」	一時に全部を交替せしめることは施策の一貫性を失せしめ責任を重からしめ、しかも施策の実質を華勢的に歪める結果となる。	

北海道大学 理学部	長崎大学 理学部
第十七(商議会の審議すべき事項) 但し書き以下削除	商議会の名称を理事會に変更すること。 第十四(商議員)第三項第三号中「当該大学の教授のうちから自ら定める方法によつて選出する者」を「当該大学の教授並ひに助教のうちから」に改める。 同第三項中、「商議員の数は三分の一をこえること加へないこと」を「総数の三分の二」に改める。
商議会は諮問機関に止まるべし。若しこれを越えるものを与えんとする場合は構成員全員の同意を要する。この場合は構成員全員の同意を要する。	教授、助教その他の区別が学校行政上の差等とは考えられず従つて民主化するべきである。

第二章第二節 評議会の項に対する意見

意見提出者	意見	理由
東海四道四工大 学長今蔵	第三十二(評議員)第三項に「分枝主幹、学生部長、教務部長、附置研究所長、事務部長」を加えられたい。	これらの五つの職は大学運営管理の上に極めて重要と考えられる。
島根大学	第三十二(評議員)第一項第三号を左の通り改正。 「各学部の教授二、四人 任し、評議会の議を修く、助教授及び専任講師を加えること、加えられること。」	1. 学部の少ない大学においては、各学部から夫々、三人乃至四人の教授を参加せしめることが適当である。 2. 島根大学の現狀において、助教授又は専任講師を参加せしめ得る道を拓くことが實狀に即してゐる。
佐賀大学	第三十二(評議員)第一項第三号に「大学の事情により二人乃至四人とする」と加ふる上と但し書又は附記する。	学部数少ない大学の運営上必要である。
九州大学	第三十二(評議員)第三項「附置研究所の長」を「附置の研究及び教育施設の長」と修正する。	附置研究所の長は、附置研究施設の長であり、大学の運営上甚だ不都合である。
名古屋大学	第三十五(教職)第一項第七号の次に「八当談学部教授会の議を修め行う学生、処分に附する事項を加えること。」	現に行なわれているように、学生の処分に附しては評議会が最終決定権を持つのが適当である。
東北大学	第三十二(評議員)第三項を次のように修正すること。 「当該大学の事情により、評議会の議を経て、その大学の附置研究所の長、その所属の教授、図書館長その他重要な職にある者を評議員とすること、加えられること。」	大学の事情により、病院長、教養部長、事務部長、学生部長等重要な職にあるものを評議員とすること、加えられる途は開く必要があるからである。
東北大学	第三十二(評議員)第三項中「その所属の教授」の次に「分枝主幹」を加える。 第三十五(教職)第一項第三号中「所員」	国立大学には分枝を有するものが多数ある。分枝主幹は学部長、研究所長等と同じく部局長と同格に考えられるべきに、加えたい。 現在「所員」の制度がなく、かつ

大分大学	合議」とありのを「教授会」と改める。から改める。 (以下各條、附則も同様) 第三二(評議員)第一項第三号中「各学部」を「各学部よりなる大学に於ては、評議員を七人で構成することとし、少くとも九人の構成とし、これに、
香川大学	第三二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。 第二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。 第二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。
岩手大学	第三二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。 第二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。 第二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。
新潟大学医学部 助教授講師会	第三二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。 第二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。 第二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。
岡山大学	第三二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。 第二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。 第二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。
山口大学	第三二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。 第二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。 第二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員することと改めること」と修正する。

山形大学 教育学部	第百二(評議員)第三項中、図書館長、の下に附屬学校の長を附加する。	附屬学校の所屬教員の人事は、評議会の決するところであるが故にその責任者たる長を参加せしむる途を開いておくことを至当とする。
	第百三(教授)ある評議員の任期)中、任期二年としを「一年」と修正する。	常に倦意の反映せる評議員によつての構成が望まれない。再任を妨げないから問題は少ない。
	第百五(教授)第一項第一号中「第五号」を「第四号」に修正 同第一項中第二号として「当該大学の人事に関する事項」を附加する。 第二号以下を順次繰下げる。	第百七の第二項第四号を削除した結果である。 評議会の人事権を削除し評議会に移行し、且つ人事に関する権を拡大する方がよい。
愛媛大学	第百二(評議員)第一項第三号に「助教、専任講師」も含まれる方が望ましい。	
三重大学	第百二(評議員)第一項第三号中「二人」を「一人乃至四人」とする。 第百五(教授)第一項第二号中「長以外の初任長」の次に「送考並にそのを挿入する。	大学の規模により幅をもたせたい。 教育公務員特例法の改正案によれば評議会の審議すべき事項は單に意に反する免職、転任等の外送考
長崎大学 医学部	第百二(評議員)第一項第三号を「各学部の教授三人、教授以外の者二人」に改める。 第百二(評議員)第一項の評議員の組織中に附屬院長を加えられたい。 第百五(教授)第一項第六号の附屬として事項中に学生の奨学、懲戒を加えられたい。	以上の意見は本学評議会に於て時に議決したものでないが、希望があつたものである。
大阪大学		等の事項があるので上の通り挿入したい。
宮崎大学 教職員組合	第百二(評議員)第一項第三号、第四号及び第五号を次の通り改正する。 「三補導生初長 四各学部の教授会の代表者 若干名 五前項第四号の評議員は、各学部に教員に教授会に於いて、当該学部の教授会の構成員のうちから選出すること。」	補導生初長を八れる理由が評議会が教職員及び学生の福利厚生に関する事項を審議し、当該大学の方針を決定する重大な任務を有するからである。 評議会は大学全体を動かして行くべきものである。評議会の構成員の中改正案第四号は教授会の代表であるべきではない。又その人員は若干名に過ぎない。旧制大学の学部の多い大学に於

北海道大学 理理学部	第三十三(教授)である評議員の任期)を次の通り改める。 「教授会の代表者である評議員の任期は二年とし、再任を妨げないこと。」 第三十四(会長)に、第二項として、各学部の教授会の代表者である評議員の人数の規定を入れること。 第三十二(評議員)第三項を「前項第三号の評議員は、教授、助教授各一名とするか各学部の教授、助教授各二名以上とする専任講師のうちから選出すること。」と訂正する。	人は人員は各学部二名位で適當と思ふが、新制の或る大学の如きは学部が二つしかない。すると従来の如き構成では七人である。一方専科大学に於ては、大学の運営は教授会で行うので、二学部位にかない大学と専科大学と比較する場合、大学運営の人数に不合理を生ずるから人員に幅を持たせ各大学の事情に即する採否措置を取る必要がある。
北海道大学 法文学部	第三十三(教授)である評議員の任期)を次の通り修正する。 「評議員の任期は三年とする。再選は妨げないが引続き六年以上在任することはお出来ない。評議員は総数の三分の一(総数の三分の一が満期満了する場合は一増す)宛毎年任期満了する。」 第三十五(教員)第一項を次の通り修正する。 「評議員はこの法律又は他の法律に別段の定めがある場合を除く外左に掲げる事項を審議決定する。」 「同第一項第五号を次の通り修正する。 「各大学に配属せられた予算の使途に	教授、助教授その他の区別が学校行政上の差違とは考えられず従つて民主化するべきである。 方針を決定するのみでは、学内の実質的な最高意思決定機関たる性格を弱くする。学長は執行機関たるに止まるべきである。 予算は民主的に全学的利益の考慮の下に公開に決定される必要がある。

関する事項	る。
第三大へ議事及び運営に次の通り但し書を附記する。 「但し、一学部の教授会の議により要求された場合は、会長は評議会を召集しなければならない。」	実質的な最新意決定機関は必要に応じて召集するべく、その必要は諸同機関の場合と異り緊に執行機関の認定に委ねらるべきではない。

第三章 第三節 教授会の項に対する意見

意見提出者	意見	理由
広島大学	第三十八(組織)第二項を次の如く修正 「教授会には学部長と教授とをもつて構成する教授会の定める規則に基づいて、助教授及び専任教官を加えることと加えること。」	由
九州大学	第三十九(審議すべき事項)第一号を「教員の採用及び昇任その他異動に関する事項」と修正する。	原案に規定する「採用及び昇任」の場合以外にも、現に教授会において退職や転任等を審議しているから、之等を明らかにするたため、一併「他異動」を加えることが適当である。
東北大学	第三十一の三として左の通り追加する。 「第三の三、国立大学の附置研究所に教授会を置くこと。但し、研究所の事情により評議会の議を経た後、これを置かないことが出来ること。」 又、研究所教授会に關しては学部長の授命に關する規定を準用する。但し、二級以上の技官を加えることと。	
岩手大学	が、あること。 了、数箇の附置研究所を有する国立大学において、全研究所の教授をもつて組織する全研究所教授会を置くことと加えることと。	教授会は大学の学部の運営全般に亘り審議する機関であるので、そのわけを主として組織するべきであり、この規定では非常に弱いから以上のように改めることを適当と認める。
新潟大学医学部	第三十八(組織)第一項を「教授会は、学部長(専任教授)及び学部の全教授、助教授及び専任講師をもつて組織すること。」に改める。 同第二項を削除する。 第三十九(審議すべき事項)第一号について、第三十五第二項に附随することとを記すこと。 順次繰下げること。 第三十二(議事及び運営)を削除する。	当然教授会において関与すべきことであるから明瞭にすることを希望する。 学部長が議長となること加わし、も適当とも考えられたいので、教授会において運営規程を作り適宜規定すること希望する。 原案が専ら教授中心であることは

助教授講師会	の次に「助教授、専任講師」を挿入する。	従来の教授層善に益々増車をかけるものがある。最も学生に接するもの多くは、最も研究では直接実際を担う。助教授、講師を教員として、助教授、講師を現任の教授の小同僚的地位から引き上げ、これらは我が国の進歩は望みない。
山口大学	第三十九(審議すべき事項)第七号第八号に付いて、学生団体、学生活動及び学生生活に關しては、学生指導部長と連絡すること。	上の事項に付いては、全学の統一の方針を持つことが必要であるから、厚生指導部長に於て調整する必要がある。
山形大学 文学部	第三十一の三(代議員会)は、法的に規定するに依り却て教授会自体の責任を免除する傾向に陥る危険があるから之を削除すること加望ましい。之は教授会自体の自由に依りすることに依り目的が達せられざるを考ふる。	
	第三十八(組織)第二項中、教授会に「助教授及び専任講師を加えること」がで	
	きること」とあるのを「一」加えることとする。	
	第三十九(審議すべき事項)に左の一項を加える。 「入学を許可する学生の定員数に關する事項」	
長崎大学 医学部	「各学部の学部長の候補者並に教員の採用及び昇任に關しては教授会の議を経るべきである」と規定されておき、評議會は全く之に關与しない如くに見えるが、各学部長人事の調整上からみれば、評議會の定めた人事の原則に正確に遵守されていゝか否かを究める責任は、評議會にも存するものと考えらる。依つて第三節第三十五(評議會の権限)第一項に右の一項を加へること加望ましい。	
宮崎大学	第三十八(組織)第二項と「教授会は学部長及び全教授並びに全助教授をもつて組織すること」に改める。	大学運営に於て或は講義実習等に

教職員連合組合	北海道大学 文学部	
「教授会には助教授及が専任講師を加えて構成することとする。」 「第三九（審議すべき事項）第二項中、教員の名に及する「免職」の次に「休職」を加える。 「同第三九の次に第四号として次の項を加える。 「四、当該学部の子算運営に関する事項以下一号づつ、繰下げる。」	「第三八（組織）を次の通り修正する。 「各学部に教授会を置く。 教授会は当該学部の全教授全助教授及二級以上を専任講師を以て構成する。但し、七は当該大学勤務を主とするものに限る。」 「第三九（審議すべき事項）を次の通り修正する。 「教授会はこの法律又は他の法律に別段の定めがある場合を除く外左に掲げる事項を審議決定する。 一、次の次に左を加へ四六以下繰下げる 四、学部に配付せられに予算の使途に關する事項」	「第三九（審議すべき事項）第一項に但し書として次を附加する。 「但し、教授会構成員の三分の一以上の要求があつた場合には議長は会議を招集しなればならない。」
於て助教授及が講師は教授と同等の責任を持つてゐる現在であるから、教授会の構成からこれ等助教授及が専任講師を除く理由は見出されない。	方針を決定するのみでは、学内の実質的な最高意思決定機関たる性格を弱くする。学長は執行機関たるに止まるべきである。	実質的な最高意思決定の機関は必要に於いて召集するべくその必要は該何機関の場合と異り緊に執行機関の決定に委ねらるべきではない。

第三節 第四節 学長の項に対する意見

意見提出者	意見概略	理由
東海四県国大 学長会議	第三十四(職務)五と六の間に次の條項を加えたい。 「大事務局長の任免についで申あること」とし	学長と事務局長とは一体となつて大學運営の中心とならねばならぬから、事務局長の人事及びその任免に關しては、学長の意志が最も強く反映しなげればならぬ。
名古屋大学	第三十四(職務)第五号の次に次の一項を加へたい。 「大事務局長、学生部長その他主要事務職員の人選についで申あること」とし	結果によればこれは職務の人事に關し、学長は何事關乎と得ないことになつてゐるが、学長の行政責任を全からしめるためこれの人事につき推薦権を認める必要がある。
岡山大学	第三十四(職務)第三号を削除する。	第三十四の第二項の「文部大臣が任命する」とを以て組織するに改める關係上。
香川大学	第三十五(学長の任期)に「ついでは大體四年任期が適當と思はれる。」	学長の選任の實質は大學の自主的決定に委ねらるべく外的干渉は避止
北海道大学 法科大学部	第三十二(任命)を次の通り修正すること。 「学長は法學大學の推薦した者につき文部大臣が任命すること」とし。	

26

北海道大学 理、学、部	第三十四(職務)第一号を次の通り修正する。 「一 評議会の決定に基づき当該大學を運営すること」とし	すべきである。
----------------	--	---------

第三章 第五節 規則の項に付す意見

意見提出者	意見	理由
広島大学	第三十六（学生代表との協議）を次の如く修正 「学部長は学生団体、学生活動その他学生生活に關し、教授、助教、職員及び専任教官と学生代表との意見の疎通を図り、学生生活の向上に資するにめ、適當な方法を講ずることとする。」	専任講師を専任教官としたのは、要に依いて助手を加えることを得るため。
	第三十五として次の事項を追加挿入し、以下順次繰下げる。 「第三十五一般教養を担当するため、特別の組織を設けた大学においては、本法の適用についてはその組織を学部と看做すること加てざることを。」	新制大学では、この一年、その組織として一般教養の重要課として、地方特有の教育制度の採用上は、各学部に選中一般教養を担当する特別の組織を有する大学を存在せしめるに至り、その成績頭等なものを有するは、識者の認めるところと見なす。然るに本案に於いては、かかる現実的事情を考慮し、これに依り、現に組織を有する特別の大きな組織を有する
東北大学	第三十六（研究所の設置會議）全文を削除して前に在りし通りとする。 「第三十七国立大学評議會の議を各々各々各校に教養會議を置くこと加てざることを。」	る大学においては、大学教育の適切且つ円滑な運営を期するため、各組織を学部と同等の取扱ひをする必要がある。
岡山大学	第三十五（研究所の設置會議）第二項を削除する。	所員會議は教授會に準ずることとあり、が所員會議の構成メンバーは教授、助教、助教授からなる。然るに教授會は原則として学部長と教授とを構成メンバーとし、その間の矛盾をなくするため、むしろ削除を適當と認る。
山口大学	第三十六（学生代表との協議）について、この項については、学部長は厚生補導	全学の統一の方針を採することが必要であるから、厚生補導部長に於

山形大学 教育学部	部長と協議すること。	て調整する必要がある。
第二重大学	第三十六(学生代表との協議)第二項を削除し、第三項を第二項とし、文中、前二項の「三」を削除する。	学生代表の選出は、他の各大学と同様に決定するが如きは、学生と学校の意見疎通の意義を軽くすると共に、学生の自主性を軽視すると共に、過当でない。若し学生が教職指導すべきでありとせば之を教育し拘束することは非教育的である。
宮崎大学 教職員連合組合	第三十六(学生代表との協議)第二項を削除、第三項中、前二項を前項と改正。	学生代表の選出方法は、当然学生自らの意志によつて選出すべきであり、教職員が指導しては内容にわたつて介入すべきではない。
北海道大学 文学部	第三十六(学生代表との協議)第二項を削り、第三項を第二項に繰上げ左の如く修正する。 「本学長は評議会の議に基づき教職の学	学生代表の選出方法を教授会が定めるということは條理に合はぬ。 1.によるべきである。 重要な学生問題は学長一個の判断によるべきでない。

新たに節を設け規定されたい事項

意見提出者	意見概要	理由
官立大学 教職員連合組合	第五節として、第四節学長の節に準じて学初長に關する一節を設けること。	学初長の任命、任期、職務についての規定が全然なされていないのはおかしい。学長と同様に規定すべきである。学初長の任期については一年以上三年位の幅を持たせよう方がよい。